

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第22号

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(所管行政庁が必要と認める図書) 第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>次のいずれかに該当する書類</u> ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類</u> イ <u>品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）に係る部分について法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。）の写し</u> (2)～(4) （略） (5) <u>法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出を行う場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合にあつては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準に適合することを証する書類</u> (所管行政庁が不要と認める図書)	(所管行政庁が必要と認める図書) 第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類</u> (2)～(4) （略） (所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときにおける当該図書とする。

(1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項

(2) (略)

第4条 削除

別記

第1号様式（第5条関係）

建築工事完了報告書

(略)

報告者 住 所
氏 名 ④
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
電話番号〕

(略)

(略)

定期点検等を実施する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
---	--

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項が省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときにおける当該図書とする。

(1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあつては、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項

(2) (略)

（構造計算適合性判定の実施）

第4条 知事は、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

建築工事完了報告書

(略)

報告者 住 所
氏 名 ④
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

(略)

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に1号を加える改正及び第4条の改正は、同年6月1日から施行する。